

公 示

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域について

制 定	平成18年 9月29日	九運公第13号
一部改正	平成19年 9月21日	九運公第61号
一部改正	平成19年11月30日	九運公第88号
一部改正	平成20年 9月 4日	九運公第43号
一部改正	平成21年12月28日	九運公第83号
一部改正	平成22年 3月 1日	九運公第102号
一部改正	平成30年 9月26日	九運公第52号

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年10月1日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

- (1) 次の交通圏又は原則として市・郡を単位として設定されていること。
- (2) 交通圏とは、次の区域をいう。
  - ① 福岡交通圏……………福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、糟屋郡。
  - ② 北九州交通圏……………北九州市、中間市、遠賀郡。
  - ③ 宗像交通圏……………宗像市、福津市。
  - ④ 京築交通圏……………行橋市、豊前市、京都郡、築上郡。
  - ⑤ 田川交通圏……………田川市、田川郡。
  - ⑥ 筑豊交通圏……………直方市、宮若市、鞍手郡、飯塚市。
  - ⑦ 長崎交通圏……………長崎市、西彼杵郡。
  - ⑧ 島原交通圏……………島原市、雲仙市、南島原市。
  - ⑨ 熊本交通圏……………熊本市、合志市、菊池郡（菊陽町に限る。）、上益城郡（益城町、嘉島町に限る。）
  - ⑩ 阿蘇交通圏……………阿蘇市、阿蘇郡。
  - ⑪ 八代交通圏……………八代市、八代郡。
  - ⑫ 天草交通圏……………上天草市、天草市、天草郡。
  - ⑬ 宮崎交通圏……………宮崎市、東諸県郡。
  - ⑭ 都城交通圏……………都城市、北諸県郡。
  - ⑮ 小林交通圏……………小林市、えびの市、西諸県郡。
  - ⑯ 川薩交通圏……………薩摩川内市、薩摩郡

- ⑰ 大島交通圏……………奄美市、大島郡（大島本島に限る。）。
- ⑱ 曾於交通圏……………曾於市、志布志市、曾於郡。
- ⑲ 鹿屋交通圏……………鹿屋市、肝属郡（東串良町に限る。）。
- ⑳ 鹿児島空港交通圏…霧島市、始良市、始良郡

附 則

- (1) 平成19年 9月21日付け九運公第61号による改正は、平成19年10月 1日より施行する。
- (2) 平成19年11月30日付け九運公第88号による改正は、平成19年12月 7日より施行する。
- (3) 平成20年 9月 4日付け九運公第43号による改正は、平成20年10月 6日より施行する。
- (4) 平成21年12月28日付け九運公第83号による改正は、平成22年1月 1日より施行する。
- (5) 平成22年 3月 1日付け九運公第102号による改正は、平成22年3月23日より施行する。
- (6) 平成30年 9月26日付け九運公第52号による改正は、平成30年10月1日より施行する。